

株式会社オンリー 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 26 年 2 月 1 日～平成 34 年 1 月 31 日までの 8 年間

2. 内容

目標 1 : 子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策> ●平成 26 年 2 月～ 人事制度において制度に関する説明を明記し、社員へ通知。

目標 2 : 産前産後休業、育児休業、育休給付、育休中の保険料免除等の周知や情報提供を行う。

<対策> ●平成 26 年 2 月～ 人事制度において制度に関する説明を明記し、社員へ通知。

目標 3 : 結婚・出産等の理由により退職した方の再雇用制度を制定、周知を行う。

<対策> ●平成 26 年 2 月～ 人事制度において制度に関する説明を明記し、社員へ通知。

目標 4 : 有給休暇取得促進のための制度を制定、周知を行う。

<対策> ●平成 26 年 2 月～ 人事制度において制度に関する説明を明記し、社員へ通知。

目標 5 : インターンシップを通じて就業体験機会を提供する。

<対策> ●平成 26 年 2 月～ 採用担当部署から各校への情報提供、随時受け入れを検討・実施。